

国地契第75号
国官技第246号
国営計第124号
平成18年12月8日

各地方整備局

総務部契約管理官
企画部技術開発調整官 あて
営繕部営繕積算調査官等

国土交通省大臣官房

地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整官
官庁営繕部計画課営繕計画調整官

一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和について

標記については、「緊急公共工事品質確保対策について」(平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号)記3において、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるよう措置するものとされているところであるが、少なくとも、現行で対象期間を10年としているものについては、最大15年の範囲内で適切な期間を設定することとされたい。